



司法支援建築会議会報

AIJ Council for Judicial Support

No.20
2021.08

司法支援建築会議の活動報告

司法支援建築会議
運営委員長

緑川光正



司法支援建築会議は、建築関係訴訟に関して、学会が保持する公正中立な立場から、裁判所および国の裁判外紛争処理機関に対する支援、ならびに裁判例等の建築紛争情報を調査・分析した成果の公表をもって学会会員への啓発と建築の学術・技術・芸術の進展に、さらに社会公共に寄与することを目的としています。これにより紛争の発生を未然に防ぐこと、紛争が発生して訴訟に至った場合にはその裁判期間を短縮することに貢献し、さらには建築物の品質向上につながることを期待されます。

一方、この貴重な成果を経験の蓄積として公開することについては、多大な困難があることも認識しています。まず、和解・示談に至ったケースについては、守秘義務があり公開されません。さらに、判決文が出ている場合でも、訴訟記録の閲覧を請求することができるにもかかわらず、その公開は特別に法律系の雑誌などに紹介されるものを除いては行われていません。個人情報保護を重視する傾向は認識しつつ、一方で法廷で判決されたものは公的資料という考えがあり、具体的な案件に対して、今後、調査・分析の成果をどのように一般社会のものとするかについての仕組みを裁判所とともに考える必要があります。

本年度は運営委員会のもとに三つの部会を擁して活動しました。運営委員会は主として活動全般の企画・運営を、支援部会（部会長：鈴木秀三）、調査研究部会（部会長：苅谷邦彦）、普及・交流部会（部会長：井上勝夫）は当会議の目的とする具体的な事業を実施しました。

1. 全体会議

全体会議（5月17日、建築会館会議室およびオンラ

イン [Zoom ウェビナー]）にあわせ、名誉司法会員（5名）推挙式・功労者（9名）表彰式、シンポジウム「住宅の建築紛争事例に見る専門家の説明責任」（参加者75名）を開催しました（感謝状贈呈（96名）は郵送）。

2. 支部組織の整備

支部は北海道、東北、東海、近畿が設置されており、地方における司法支援活動の活性化、地方裁判所と会議会員との交流を行っています。

3. 裁判所等への支援

支援部会では、最高裁判所民事局を通じて地方裁判所に民事調停委員候補者（東京地裁14名、東京簡裁1名、町田簡裁0名）、専門委員候補者（前橋地裁1名）を推薦しました。

4. 調査研究活動

調査研究部会では、東京地方裁判所からの要望もあり、ゼネコン構造担当者および既成コンクリート杭の専門工事業者等と、主に品質チェック方法に関する議論を行いました。また、「判決文、鑑定文書の開示」について、最高裁判所民事局と具体策を検討しました。

5. 会員等への情報発信・啓発活動

普及・交流部会では、2020年9月開催に向けて第10回建築紛争フォーラム「住宅の建築紛争事例に見る専門家の説明責任」を企画しましたが、大会行事中止にともない中止となり、2021年5月の全体会議シンポジウムとして開催いたしました。また、会報第19号の発行、本会議ホームページの更新を行いました。

6. 登録会員数

407名（2021年3月現在）。2020年度に学会理事、支部長、常置調査研究委員会委員長へ推薦依頼を行い、43名に会議会員となっていただきました。

2020年度会議支部活動報告

○北海道支部

羽山広文

2020年度活動状況および2021年度運営体制は以下のとおり。

1. 2020年度活動状況

2020年度建築関係訴訟連絡協議会兼第52回札幌地裁民事3部（建築専門家調停委員、同専門委員を含む）と



の懇談会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。支部総会は書面会議で行い、[第1号議案]羽山広文北大教授への支部長（運営委員長）の委嘱、[第2号議案]十河哲也氏へ運営委員を委嘱、[第3号議案]令和2年度の運営委員の役割と運営方針、の3議案について回答者全員の賛成を得て承認された。（令和2年4月1日発信、4月13日までに会員34名中21名回答）

運営委員会は、適宜メール会議にて連絡・報告・調整を行った。（6月2日、7月27日、8月20日、10月5日、1月24日）

2. 2021年度運営体制

2021年度は羽山広文運営委員長、運営委員横山隆（代表幹事）、川岸信夫（幹事）、十河哲也（幹事）、向山松秀、田中淳一の体制で支部の運営を行うこととした。

3. 新任調停委員等

当支部の推薦により、2020年10月1日付けで新規調停委員1名、2021年4月1日付けで新規調停委員2名、新規専門委員2名が任用された。

（司法支援建築会議北海道支部運営委員長／北海道大学名誉教授）

○東北支部

吉野 博

東北支部は2019年4月1日に設立された。その年度の5月11日には発足記念講演会を開催し、10月30日には、第1回建築紛争研修会を開催した。

2020年度は、5月16日の支部総会の直前に、「東北地方の各地における建築紛争の現状と課題」と題するシンポジウムを開催する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延のために、残念ながら中止とした。

その後、2021年1月10日（金）に当該年度初めての運営委員会を開催した。この委員会では、司法支援建築会議からの依頼として、東北支部の会員の追加に関して議論した。また、前述の中止となった企画について、東北支部総会（5月）の直前に、企画した内容で、講演会として完全オンラインにより開催することで準備を進めた。その後のメール審議により、2021年5月15日（土）午後1:00～2:30に、第一回講演会「東北地方の各地における建築紛争の現状と課題」と題して開催することとし、青森県、岩手県、宮城県から紛争処理に経験の深い3名、即ち、青森県建築士事務所協会会長 加藤彰氏、岩手県建築士事務所協会会長 佐々木章氏、都市・建築デザイン計画事務所 中居浩二氏に講演をお願いすることとなった。

（司法支援建築会議東北支部運営委員長／東北大学名誉教授）

○東海支部

小野徹郎

2020年度の支部活動はコロナ禍において、名古屋地

裁との打ち合わせ会を感染症対策を十分とって2回（4月、8月）開催し、コロナ禍においてどのように活動するかを話し合った。結果、ほとんどの活動を停止した。

なお、打ち合わせ会は、名古屋地裁会議室において実施し、建築関係協議会でのテーマおよび協議内容の打ち合わせを行い、開催の是非、開催方法などを検討した。テーマは「住宅の訴訟」とした。その後、社会状況を勘案し、2020年度は建築関係協議会を開催しないこととした。

（司法支援建築会議東海支部運営委員長／名古屋工業大学名誉教授）

○近畿支部

鈴木計夫

2020年度も新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、また強く、幾つかの集まりが、中止あるいは延期となった。

1. 司法支援建築会議講演会（第21回）

従来どおり、「東京・東京・大阪」の順で行われてきたこの講演会が、2020年秋、大阪で行われる予定であったが、中止となり、検討の結果、2022年2月21日に行う方向で調整している。大阪ではこの講演会への参加者は常に100名を超えるという状況であるが、本年度はこのような期待に応えることができるものと考えられる。2020年の大阪市の新型コロナ陽性判定者数は、毎日1,000人を超えるという状況であったが、2021年4月の緊急事態宣言の発令により、現在（2021年6月）では毎日100名前後の陽性判定者数になっており、今年は是非開催したいという状況である。なお講演会には裁判官の登壇も予定している。

2. 大阪地裁での連絡協議会への参加

大阪地裁第10民事部から、建築関係訴訟連絡協議会への協議員候補者の推薦依頼があり、南勝喜運営委員を推薦した。同協議会へは推薦委員のほか支部委員の3～4名が参加し、弁護士も討論に加わっている。2020年度は中止となってしまったが、今年の後半には実施されると期待している。

3. 功労者推薦

事務局より推薦依頼があり、本支部からは裁判関係で大いに活躍しておられる、一級建築事務所「ドクター住まい」玉水新吾氏、キンキ総合設計 西邦弘氏を推薦し、両氏とも表彰者となられた。

（司法支援建築会議近畿支部運営委員長／大阪大学名誉教授）

2021年司法支援建築会議全体会議、名誉司法
会員推荐式、表彰式、シンポジウムの報告

宇崎崎勝也

2021年5月17日（月）日本建築学会会議室を拠点に、

Web 会議ツールによって会議会員、参加者をつないで全体会議、表彰式、シンポジウムが実施された。全体の進行は井上勝夫普及・交流部会長が行った。

I 部の全体会議は 13 時 30 分から開催され、竹協会長の開会挨拶では、支部の設立状況、鑑定人・調停委員の推薦による裁判所への支援活動状況、普及・交流活動状況について紹介された。次に、緑川光正運営委員長から司法支援建築会議の活動報告がなされた。全体会議は 2 年に 1 回の開催のため、「会議の設立・目的」、6 つの「事業」など基本的な事項の紹介から、地区別会員数、支部の活動、裁判所への支援、ADR（裁判外紛争解決手続）への支援数が紹介され、調査研究活動、啓発・普及活動の概要が報告された。さらに司法支援建築会議の課題と成果として、昨年度、会議会員の若返りがやや図れたこと、支部設立の促進を図ること、ADR への関与を拡充し、専門的な知見をさらに提供することについての希望が述べられた。

II 部の名誉司法会員推挙式・功労者表彰式は、学会事務局の進行のもとで、緑川運営委員長から選考経過が報告され、会議会員 406 名に対して、多大な貢献・功績および、長年の在籍に対して評価し、選考を行ったことが報告された。選考委員会での選考の結果、名誉司法会員推挙は 5 名、功労者表彰は 9 名、感謝状は 96 名に贈ることになり、運営委員会の承認によって決定されたことが報告された。名誉司法会員称号授与では推挙された会員が来館および Web カメラを通じて参加し、竹協会長より 5 名それぞれの賞状の読み上げがなされた（4 名が出席）。功労者表彰は竹協会長より 9 名の授与者の賞状が全て読み上げられた（4 名が出席）。なお、賞状等は後日郵送することとなった。続けて、竹協会長から祝辞があり、受賞した会議会員に対してその功績と尽力に対するお礼が述べられた。受賞者代表として名誉司法会員に推挙された西川孝夫会員から挨拶があり、司法支援建築会議の設立のころを振り返って、社会貢献の一環として協力を始めたことや、これまでの 20 数年の振り返りがあり、お礼が述べられた。14 時に I 部・II 部が終了し、シンポジウムまで小憩に入った。

III 部のシンポジウム「住宅の建築紛争事例に見る専門家の説明責任」は、14 時 30 分に開始され、普及・交流部会の中澤真司（鉄建建設）の司会、桜本文敏（鹿島建設）の記録で、Web 会議ツールを用いて、第 10 回司法支援建築会議建築紛争フォーラムを兼ねて、参加者約 75 名に向けて実施された。主旨説明は普及・交流部会長の井上勝夫（日本大学）が行い、基調講演では東京地方裁判所の田中一彦判事による「説明義務について」が 40 分間講演された。主題解説は「建築紛争事例に見る



名誉司法会員称号授与の様子



功労者表彰の様子



代表者（上中：西川孝夫氏）挨拶の様子

専門職の説明責任」として、1. 意匠設計分野で今村雅樹氏（日本大学）、2. 施工・監理分野で加藤亮一氏（建築施工技術コンサルタントとうりょう）、3. 室内環境性能のうち、3-1 熱・空気環境分野を吉野博氏（東北大学名誉教授）、3-2 音・振動環境分野を稲留康一氏（奥村組）、4. 建設設備分野で北原光一郎氏（大和ハウス工業）がそれぞれ事例を交え、訴訟を未然に防止するための対応について 25 分間講演された。総合討論は時間の都合で割愛され、まとめ・閉会を普及・交流部会の宇崎勝也（日本大学）が行った。

（普及・交流部会／日本大学）

名誉司法会員

井野智・大井清嗣・神田孜・西川孝夫・安岡正人

（以上 5 名）

功労者

荒木秀夫・桑原文夫・近藤昭夫・玉水新吾・西邦弘・平井卓郎・梅干野晃・本郷智之・山田和夫（以上9名）

感謝状贈呈者

荒木秀夫・有馬賢・飯田恭一・石井雄輔・石川善美・稲垣道子・稲田達夫・井上範夫・井上容子・岩田利枝・植松康・内海康雄・繪内正道・大澤元毅・岡本暢夫・小幡學・加倉井正昭・加藤信介・苅谷邦彦・川口健一・河野泰治・河村壮一・神田順・菊地優・木俣信行・久野覚・栗岡均・黒木正郎・黒木莊一郎・桑原隆司・古賀一八・小坂郁夫・後藤伸一・小林克弘・小林淳・小柳光生・齋藤秀人・坂上恭助・崎野健治・佐藤立美・佐藤仁人・佐藤真奈美・塩原達郎・重村力・杉原正治・杉山義孝・鈴木克彦・春原匡利・竹市尚広・田中利幸・田辺新一・田邊太一・谷研一・田沼吉伸・玉水新吾・茶谷文雄・月舘敏栄・津田恵吾・土田恭義・苫米地司・中川誠之・中城康彦・並木哲・橋本典久・早川光敬・林静雄・春田浩司・半貴敏夫・平石久廣・平井卓郎・福井潔・藤本一壽・鉾井修一・星野政幸・細野透・栢田佳寛・松本敏郎・本橋健司・松尾彰・真鍋恒博・三谷勲・緑川光正・宮内靖昌・宮澤健二・三山剛史・室井博・森迫清貴・八木貞樹・柳瀬高仁・山川哲雄・山崎隆造・山田和夫・山中俊夫・山本明・山本春行・與謝野久

（以上96名）

司法支援建築会議全体会議シンポジウム 兼第10回建築紛争フォーラム報告

桜本文敏

2021年司法支援建築会議全体会議シンポジウムは、2020年度に予定した第10回建築紛争フォーラムと兼ねて、2021年5月17日にオンラインで行われた。テーマは、「住宅の建築紛争事例に見る専門家の説明責任」であり、参加者は75名、司会は中澤真司（普及・交流部会／鉄建建設）が担当した。

1. 主旨説明

井上勝夫（普及・交流部会長／日本大学名誉教授）

住宅に関わる建築紛争の多くは、建築主や購入者が素人であり、建築の設計目標値や建築の構造性能、空間性能等を実感として理解できないことから起こるものが多く、設計者や施工者など、専門家の説明不足、説明方法の不備などが原因として考えられる。

そこで、住宅建築の紛争問題を広く捉え、建築に携わる専門家が消費者（建築主や購入者）に対してどのように説明責任を果たすべきかを事例をふまえて広く議論を行うことが本シンポジウムの主旨であると説明された。

2. 基調講演

説明義務について／田中一彦（東京地方裁判所判事）

まず、説明義務（情報提供義務）が問題とされる背景として、各分野が専門化しており、知識・経験に格差のある場面においては説明義務（情報提供）が重要との説明があった。次いで、説明義務が必要とされる場面として、金融取引、不動産取引、医療の各場面について具体的説明があり、それら以外の場面として、弁護士、税理士などの例が挙げられ、建築関係でも裁判例があるとの説明があった。

さらに、契約準備段階の説明義務の法的根拠として、民法には明示的な規定がないため、各種の法令（取締規定や努力義務、信義則）によることが説明された。次いで、説明義務の成否・内容に関する判断要素について説明があり、最後に専門家としての信頼感が社会的に求められているとした。

3. 主題解説（建築紛争事例に見る専門家の説明責任）

3-1 住宅建設における設計・デザイン分野の説明責任と紛争リスクについて／今村雅樹

（日本大学特任教授、今村雅樹アーキテクト代表）

「小さなすれ違い」から生まれる紛争の種について、①設計契約まで、②設計段階、③見積もり・工事契約時、④現場の監理と検査対応・引渡し時、⑤竣工後・メンテナンス時の5つのフェーズから、事例を交えながら説明があった。

その中で、日本建築家協会の資料では、「建築主と建築家は、…お互いが信頼できるパートナーである…」、「建築家は、契約と業務に関する重要な情報を建築主に事前に説明し…」としており、すべてのフェーズにおいて建築的インフォームドコンセントが重要になっているとの説明があった。

3-2 施工・監理における説明責任と紛争事例／加藤亮一

（建築施工技術コンサルタントとうりょう代表）

紛争になり得る要素として、①指定（推薦）業者、②支給材、③モノ決め工程（設計確定工程）、④長期修繕計画、⑤維持管理責任の5つの観点から事例を挙げながら説明された。

その中で、能力的に不安な指定業者、規格が不明瞭な材料には注意が必要であること、瑕疵は施工会社の責任であるが、劣化による被害は建物所有者（管理者）の責任となることなどをきちんと発注者に説明しなければならないことが説明された。

3-3 内部環境性能に対する説明責任と紛争事例

(1) 熱・空気環境／吉野 博（東北大学名誉教授）

シックハウス問題について、その経緯、指針値の超過率、訴訟事例、発生予防対策への取り組み等の観点から

説明がなされた。消費者に説明すべき内容としては、シックハウスの原因と健康影響、生活上の留意点が挙げられるとした。

結露・カビ問題については、事例、紛争事例等の観点から説明がなされた。消費者に対しては、結露・カビの発生条件は高湿度な空気と低温な表面温度であること、高湿度を生じさせない生活上の留意点について十分な説明が必要であるとした。

(2) 音・振動環境／稲留康一（奥村組技術研究所）

音に関しては、異常音、床鳴り、遮音不良が不具合事象としては多いこと、性能説明の際の感覚的な表現不足がトラブルの原因となったことなどが報告された。振動に関しては、RC造の集合住宅では、歩行程度では問題となることは少ないとの説明があった。

まとめでは、時代に合った性能の考え方・説明の方法、学会（専門家集団）からの正しい情報発信が重要とされた。

3-4 建築設備に対する説明責任と紛争事例／北原光一郎（大和ハウス工業）

浴室暖房乾燥機、排水設備、排水桝、タイマー機能付き照明、節水便器、太陽光発電設備に関する具体的なトラブル事例が報告され、建築設備に関するトラブルは多岐にわたることが示された。

紛争防止のためには、クライアントとのコミュニケーションと、各設備における仕様、性能、長短、リスクについて、理解されるまで説明していくことが重要であり、基本であるとした。

4. 総合討論

進行：井上勝夫（前掲）、中澤真司（前掲）

総合討論は、時間の関係で行われず、質問があれば学会事務局あてにメールで問い合わせしてほしい旨が周知された。

また、井上部会長（前掲）から、建築を商品・製品として捉えると、商品性能について事前にきちんと説明していくべきことは当然であろうとの指摘があった。

5. まとめ・閉会

宇於崎勝也（普及・交流部会／日本大学教授）

今までのパネリストの報告を要領よく取りまとめ、閉会となった。

（普及・交流部会／鹿島建設）

森文彦、坂本功、竹川忠芳、田中信義、井上勝夫、左知子、辻本誠、奥山信一、福和伸夫、オブザーバー4名、事務局3名

議 事：

1. 分科会長及び分科会長代理の指名について

吉野委員長が、緑川委員長代理を分科会委員に、自身を分科会長にそれぞれ指名した。

吉野分科会長が、緑川分科会委員を分科会長代理に指名した。

2. 鑑定人候補者推薦依頼事案等について

事務局から、前回の委員会（平成31年3月4日）以降に依頼があった鑑定人候補者推薦依頼事案の経過が報告された。

3. 鑑定結果等の結果還元スキームについて

事務局から、前回委員会において実施が了承され、具体的項目については委員長に一任されたアンケートにつき、委員長の了解の下で完成した旨の報告がされた。

その上で、前回委員会後に終局した事件について鑑定人及び裁判体にアンケートを実施したこと及びその結果が報告され、これを踏まえた意見交換が行われた。

4. 日本建築学会・司法支援建築会議の取組について

緑川委員長代理から、司法支援建築会議の全体会議及び各部会（支援部会、調査研究部会及び普及・交流部会）並びに各支部における近年の活動状況について報告がされた。

5. 近時の建築関係訴訟事件の動向等について

(1) 近時の事件動向について

事務局から、令和2年までの建築関係訴訟事件の動向等について説明がされた。

(2) 東京地裁から報告

東京地裁から、近時の事件動向として、マンション等の外壁タイルの剥離・浮き等が問題となっている事件が増加傾向にあること等が報告された。

また、近時の取り組みとして、建築事件の基本三類型（追加変更工事、工事の瑕疵、出来高）についての「審理モデル」を策定し、判例タイムズに掲載したこと等が報告された。

(3) 大阪地裁から報告

大阪地裁から、近時の事件動向として、店舗用建物の改装・改修工事の事案や外壁タイルをめぐる事案が増加傾向にあること等が報告された。

また、審理運営上の工夫として、基本書証の有無を押さえ、時系列を把握し、専門家に確認すべき事項を早期に選別するなどの基本を徹底している、期日での到達点や次回以降の準備事項を調書に記載したり、事務連絡として当事者に送付したりするなどして、当事者との間で

＜ 第19回建築関係訴訟委員会議事要旨 ＞

日 時：2021年3月18日（木）午前10時00分～

場 所：最高裁判所中会議室（2階）およびウェブ会議

出席者：吉野博（委員長）、緑川光正（委員長代理）、大

認識の共有を図っている、などの報告がされた。

6. 元請・下請間の建築紛争について

(1) 東京地裁、大阪地裁から報告

東京地裁、大阪地裁から、元請・下請間の建築紛争の実情について報告があった。

* 本記事は、最高裁判所 HP に掲載の議事要旨を転載（一部割愛）。

調停委員を終えて

田中享二

今年3月で東京地方裁判所の調停委員を終えた。日本建築学会からの推薦で東京地方裁判所の面接を受け、辞令を受けたのが2001年4月であったから、ちょうど20年間この業務に携わったことになる。当初調停委員はどのようなことをするのかをよく知らなかったもので、知り合いの弁護士に相談した。答えは手短で、「田中さん、大変だから止めときなさいよ」であった。ちょうど大学の仕事も忙しい時期であった。ただ学会の担当者の方から、ある程度の年齢となった会員の義務ですよと言われて、仕方がないかと消極的気分を引き受けたのが本当のところである。

建築の紛争であるから、基本は建物の不具合が原因である。私は建築防水を主な研究課題としていたので漏水トラブルの案件が中心であった。そして同じ漏水問題でも裁判所と大学とは全くアプローチが異なることに気づいた。

大学では漏水がどうして起きたのか原因を調べ、それをなくするためにはどのように防水設計、施工、維持管理をすればよいかなど、もっぱら技術の将来を考える。しかし調停の場では、逆に過去のことだけに集中させられる。合わせて「誰が悪いのか」も考えなければならない。原告と被告が「あんたが悪い」、「いや悪くない」と言い争っているところに、首をつっこむのだから、当然のことながらそのことが大きな比重をもつ（正直、何がつらかったかといえ、この誰が悪いの言い争いの中に巻き込まれることであった。覚悟していたとはいえ、これはやはり相当のストレスであった）。

そしてこの犯人探し作業の中で感じたのは、建築紛争における容疑者の多さであった。漏水を例にすると、大体は施工ミスが疑われそこに議論は集中しがちであるが、屋根の形や排水計画、無理な納まりの図面を描いた設計者、しっかり防水工事を制御しなかったゼネコン技術者（特に防水工事は工期の後半にあり、工期に追われてゼネコンが無理な施工を強いることが多い）、さらに防水材料の品質では材料製造業者、そして意外と見過ごされ

やすいのだが建物の管理者（持ち主）である。例えば屋上排水ドレンの定期的な清掃等、簡単なメンテナンス作業は意外と大切である。

このような構図の中で犯人を決めなければならないのである。ただし、建築関係者なら理解してもらえと思うが、建築は皆で協力して作り上げるものである。だから仕事は相互に関連し、影響しあっている。極端に言えば発注者以外は、程度の差こそあれ事件関係者となる。だから私が犯人探しで手伝ってきたのは、せいぜいそれぞれの容疑者の責任レベルのランク付け程度であった。そして感じたのは、わが国の調停制度という適応性にすぐれた紛争解決の仕組みでもあった。この制度では応分の責任を分配できる。責任分配がリーズナブルならば双方に納得してもらえる。ただ現行の仕組みでまだ問題があるとすれば、直接の原告、被告以外の関係者に責任のある人がいた場合、紛争の場にどのように加わってもらい、責任をとってもらえるかである。

いずれにしても大学で研究だけをして、論文で世間に公表すれば終わりだと単純に考えていたアカデミックの人間にとって、研究を役立たせる本当の意味は何かということを教えてくれた。結局は人のためであるという当たり前のことに気付かせてくれた。そして自分にはそれがひどく欠如していたことを自覚させてくれた。大変だったけれども、日本建築学会の司法支援の一環として調停委員として参画させていただいたことに、今は本当に感謝している。

（東京工業大学名誉教授）

開催予告

第21回司法支援建築会議講演会（大阪）

テーマ：大阪地方裁判所における建築裁判から

日時：2022年2月21日（月）午後（予定）

詳細：今後、近畿支部 HP にてご案内いたします。

【編集】司法支援建築会議普及・交流部会

【表紙デザイン】桑原淳司

【発行所】〒108-8414 東京都港区芝5-26-20

一般社団法人 日本建築学会 司法支援建築会議

【発行人】田辺新一

TEL.03-3456-2051 FAX.03-3456-2058

<http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/>

E-Mail: shiho@aij.or.jp